

2014年7月18日

各 位

株式会社 りそな銀行
株式会社 埼玉りそな銀行
株式会社 近畿大阪銀行

法人向けインターネット・バンキングにおける預金等の 不正な払戻し被害への対応について

りそなグループのりそな銀行（社長 東 和浩）、埼玉りそな銀行（社長 池田 一義）、近畿大阪銀行（社長 中前 公志）では、最近の法人向けインターネット・バンキングにおける不正送金被害の発生状況等を踏まえ、これまで、パソコンセキュリティサービス「SaAT Netizen」やワンタイムパスワードの無償提供などの被害防止策に取り組んでまいりました。また、万一、お客さまが被害に遭われた場合には、「りそなビジネスダイレクトあんしん補償」「近畿大阪ビジネスダイレクトあんしん補償」※により、損害を補償するサービスを既に提供しております。

当社グループでは、2014年7月17日付全国銀行協会の申合せ（「法人向けインターネット・バンキングにおける預金等の不正な払戻しに関する補償の考え方」、以下、「申合せ」）の趣旨を踏まえ、今後も更なるセキュリティ強化に努め、お客さまに安全にご利用いただけるインターネット・バンキングを提供してまいります。

お客さまにおかれましても、各社ホームページに掲載しております「不正利用防止に向けた対策のお願い」をご参照いただき、セキュリティ対策にお取り組みいただくようお願いいたします。

※「りそなビジネスダイレクトあんしん補償」「近畿大阪ビジネスダイレクトあんしん補償」

【ご利用条件・補償限度額】

| ご利用条件 | 補償限度額 |
|--|---------|
| 当社が指定するセキュリティ対策（*）のうち、いずれかを実施いただいているお客さま | 5,000万円 |
| 上記以外のお客さま | 1,000万円 |

* 2014年7月7日（月）時点で当社が指定するセキュリティ対策は以下の通りです。

- ① ワンタイムパスワードのご契約
- ② 都度指定振込の当日扱いのご契約なし

ウィルス対策ソフト未導入や、最新の状態に更新していない等の場合は、補償の対象外となる場合がございます。詳しくは次ページをご確認ください。

【補償の対象とならない主な場合】

- ・ ウィルス対策ソフトを導入されていない場合、導入されていても最新の状態に更新されていない場合
- ・ 実際に資金が不正に振込まれた日の翌日から 10 日以内に銀行へ事故のお届けをいただけなかった場合
- ・ 電子メールアドレス、ご住所、お名前等の変更に係る当社所定の手続が行われていない場合
- ・ お客様が日本国外にお住まい、または日本国外で利用している場合
- ・ お客様の故意または重大な過失によって生じた損害の場合
- ・ お客様の社内、ご家族、または使用人自らの行為、もしくは加担した盗用によって生じた損害の場合
- ・ 警察に被害をお届けいただけていない場合
- ・ 被害調査にご協力いただけない場合
- ・ 戦争、地震などによる著しい秩序の混乱に乗じてなされた不正使用によって生じた損害の場合

以 上